



2022年5月17日

各 位

会 社 名 サトーホールディングス株式会社  
代 表 者 代表取締役社長兼CEO 小瀧 龍太郎  
(コード番号 6287 東証プライム市場)  
U R L <https://www.sato.co.jp>  
問い合わせ先 執行役員 CFO兼 COO 松本 房晃  
電 話 番 号 03(6628)2423

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月17日開催予定の第72回定時株主総会に、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款16条)は不要となるため、これを削除し、電子提供措置等の規定(変更案第16条)を新設するものであります。
- (2) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであり、変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 上記変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月17日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年6月17日(予定)

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="186 432 823 539">第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="186 591 823 824">第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="456 875 555 902">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="456 1317 555 1344">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="823 432 1444 504">第3章 株主総会 &lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="839 875 1050 902">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="823 913 1444 1227">第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="1094 1317 1177 1344">附 則</p> <ol data-bbox="831 1355 1444 1877" style="list-style-type: none"><li>1. <u>現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></li><li>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></li><li>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></li></ol>